

平成26年第3回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

欠席議員

議 員	7番	岡 田 文 雄
-----	----	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文
企 画 環 境 経 済 部 長 兼 住 民 福 祉 部 長	岩 越 誠
建 設 水 道 部 長 兼 技 監	奥 村 智 彦
総 務 課 長	村 井 隆 文
税 務 課 長	足 立 篤 隆
企 画 課 長	堀 仁 志
環 境 経 済 課 長	平 岩 敬 康
保 険 医 療 課 長	服 部 敦 美
福 祉 健 康 課 長	浅 野 薫 夫
子 育 て 支 援 セ ン タ ー 所 長	森 宏 子
福 祉 会 館 長	西 崎 裕 子
建 設 課 長	那 波 哲 也
水 道 課 長	鈴 木 秀 夫
郡 教 委 学 校 教 育 課 長	森 透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	堀 康 男
書 記	笠 原 誠
主 任	岩 田 孝 太
主 任	小 池 哲 也

1. 議事日程（第3号）

平成26年9月17日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 第42号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

て

- 日程第3 第43号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更について
- 日程第4 第44号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第5 第45号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第6 第46号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第7 第47号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第8 第48号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算について
- 日程第9 第49号議案 平成25年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第50号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第51号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 日程第12 第52号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第53号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第54号議案 平成25年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分につ

いて

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 一般質問

○議長（安田敏雄君） 日程第1、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順により、順次質問を許します。

3番 伊藤功議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伊藤議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。

まず第1点に、子育て支援対策の中で、長野県の箕輪町の取り組み等について、いろいろ御意見や御質問があったんですが、それに対する御質問であります。私どもの笠松町においても、1歳6カ月や2歳のにこにこ教室や、あるいは3歳児健診の場で、保健師や、あるいはことばの教室の指導員の連携によって、保護者の皆さんからのいろんな御心配事や相談に応じたり、あるいは幼児の観察によって障害の早期発見等に努めてまいっておりますが、またこの健診の場で、フォローが必要なお子様については、ことばの教室で毎月1回開催をしているあそびのひろばへの参加を勧めたり、あるいは保護者の気持ちを確認しながら入室につなげるなど、継続的に社会生活への対応が可能になるように指導に心がけてはおります。

また、当町の障害児保育の状況としましては、発達障害の場合などに対応して主治医の意見書によって障害児保育の認定を行うほか、平成25年度には補助基準の見直しを行って、補助基準額や、あるいは対象児童に対する加配保育士数の引き上げ等を行って、障害児保育の充実に努めております。

今回、議員が研修された箕輪町のお話をお伺いして、発達支援が必要なお子さんや、あるいは保護者の気持ちに寄り添った支援や、それに対する継続した支援の必要性や、あるいは横断的な組織づくりの実施に努めていかなければならないという思いを強くしたところであります。

次に、ゲリラ豪雨対策についての御質問の中で、まず第1点の松枝地域の雨水貯留槽についての御質問であります。きのうの伏屋議員さんの答弁でもお答えしましたが、この松枝地域においては、現在、松枝地域内のグラウンド等の公共施設の改修に合わせて貯蓄化したらどうかの検討を今させていただいております。また、公共事業ではありませんが、逆川の最上流部に位置する松波総合病院の病棟建設の開発許可の際に、新病院の地下に892立方メートルの雨水の貯留施設が設置をされました。

次に、道路の冠水原因が排水路の容量不足ではないかという御質問であります。昨年9月

のゲリラ豪雨の際に、水路や側溝があふれ、道路が冠水した原因というのは、やっぱり容量不足というよりも、まず田代や長池地域においては、いわゆる用排水兼用のために田んぼの水を取り入れる取水堰が流れを阻害したことが大きな要因でありました。町では羽島用水と連携をして、豪雨が予想される時には堰の状況を確認し、堰が外していない場合は早急に外すとともに、松枝幹線排水路の水門の開閉操作についてもより一層注意をしていく考えであります。また、逆側の流れを円滑に排水能力を高めるために、県営湛水防除事業として、現在、羽島市の正木排水機場及び遊水池等の整備を進めているところであります。

その次に、ゲリラ豪雨の最中の避難勧告や、いわゆる避難の発令基準についての御質問であります。このゲリラ豪雨時の避難勧告発令の明確な基準というのはありませんが、現在の水害時における避難勧告等の発令基準としては、いわゆる木曾川及び境川の水位を基準に、雨量、降雨の状況、いわゆる予報、そしてまた町民からの通報連絡、また過去の浸水被害のあった箇所状況を職員が巡回した情報をもとに、避難準備情報や避難勧告等を発令することになります。

御質問のゲリラ豪雨のときの避難勧告等の発令に対する考えとしては、浸水被害のほか、いわゆる落雷による停電や、あるいは側溝の氾濫や、夜間の見通しの悪い時間帯の避難行動なども考えられますので、そのためにゲリラ豪雨によって人命に危険が迫ることが想定されれば、2階などの高い場所に移動するなど、垂直避難を呼びかけるような情報を発令することも考えて進めていきたいと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 3番 伊藤功議員。

○3番（伊藤 功君） 丁寧な答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

子育て支援といいますか、発達障害に対する支援ということは、きのう川島議員がしっかり質問されましたので、どうも自分も一番初めこの質問を出すと言ったときに、部長から伊藤さんが子育てやるんですかと言われて、子育てを終わってまっておるで、そういうこと言われたんかなというふうに思ったんですけれども、そんなことで、川島さんの質問に対する答弁で、僕はよかったと思っておりますので。

それからもう1つですけれども、最初の質問では箕輪町のお話をしたときに質問しておりませんので、これはちょっと言っているのかなというふうに思いますが、もう1つ、この箕輪町は長野子育て家庭優待パスポートというのがあって、18歳までの子供をお持ちの全家庭に役場からこういうカードを配られて、そして、このパスポートを提示することにより、また役場のほうが協賛店、要するに笠松町がやっこさんのカードで満杯になると500円ですか、それとはちょっとやり方は違うんですけれども、そういうこともやっています、要するに子供のいる家庭を対象に役場が仲立ちをしていたと。これも議長さんと一緒に行きましたので、いい方法

やねということは言っていたんですけど、そんな方法もありましたので、お見せだけしておきます。

それでは、子育て支援のほうはそれまでにしておきまして、集中豪雨、ゲリラ豪雨対策についての質問をさせていただきます。

きのうも、私の北側の道路ということで、一つの例として挙げさせていただきましたけど、この道路には、道路と用排水路が平行して羽島用水、分水工から西のほう、県道をくぐってもう一つ西へ行くんですけれども、その間255メートルあるんですけれども、用排水路の上にはグレーチングのふたが、雨水がはけやすいようにということで、72センチ四方のグレーチングですけれども、26個あります。等分にあるんですけれども、そのグレーチングのふたが、悲しいかな、要するに下に網を張ってグレーチングのふたがあるということ。網が張ってあるということは、下の排水路から虫が、その近くに食品工場がありまして、そこから虫が発生してというようなことで、網が張ってあるんですけれども、その網の中にごみやら枯れ葉やら土砂が詰まって、結局網の用を足していないんです。

ですから、網が詰まっているということで、近所の人が掃除すればいいんですけれども、自分ところの前は自分はやっていますけれども、よそまでなかなかやりに行けませんしというようなことで、水はけが非常に悪い。そんなことで、このごろ中は近所の人が金棒で穴をあけてしまって、網を破っているんですよ。ということがあるもので、そういうことをどう思われますか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる水はけのことから言えば、その網があることによって悪くなるのは当然でありますので、そのことと、今初めに言われたように用排水が住宅の前を通っていることによる、虫やいろんな発生に関しての防御からやった部分と両方のあれがありますから、網を外せば、多分雨水の処理に関する解決は大分高くなると思いますが、その辺のことを外してどうするかということは、今のお話の中で、雨水の排水に関してはやっぱり問題であることと、そういう対策の問題と2つがありますから、一回ちょっと担当ともよく話をして聞いてみたいと思っています。

〔3番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） ありがとうございます。

やはり町がやっていた網を、近所の人が雨水が流れないからといって破ってしまうこと自体も本来はおかしいことなんですけれども、そうしなきゃ水がはけないという、これは悪循環というのか、どういうふうに思ったらいいのかわかりませんが、要するに近所の人が掃除すれば、網がちゃんとその効力を発揮するんですけれども、また検討していただきたいと思います。

それから、先ほども出ていましたように松枝地区、下羽栗地区は、それこそどんどん遊水地がなくなり、田んぼが埋まり、分譲住宅が非常にこのごろ建っておることがあるんですけども、そんなことで遊水地がどんどん減っていく率というか、農業委員会のほうへ提出される5条等のデータといいますか、その年によって違うと思うんですけども、今はどういう状況なのか、部長さんでよろしいので、お答えいただきたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 詳細なデータまでは持っておりませんので、手持ちの決算認定資料の69ページにあります農業委員会の25年度の届け出に基づく実績でございますが、農地法の第5条で、農地転用ということで、売買や賃貸による転用としましては3万2,737平米というふうに出ています。所有者みずからの転用としましては第4条関係で9,409平米ということで、これらの農地が宅地化といいますか、農地以外に転用されているということになりますが、地域ごとということまでは、ちょっと今把握をしておりませんので、御理解ください。

〔3番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 決算認定資料は自分も目を通していますので、おおよそわかっているんですけども、地域に分けてはなされていないということですので、あれなんですけれども、またわからない点は聞きに行きますので、そのとき教えてください。その年によってということもありますので。

住宅がどんどん転用されて建っていくということが非常に多くなっていて、遊水地が少なくなっているということは事実ですので、今の町長の答弁がありましたけれども、排水に対しては本当に十分気をつけていただきたいと思いますし、きのう伏屋議員が土のうの話もされましたけれども、あれも本当にしっかり準備というか、ただゲリラ豪雨みたいなときに土のうをとりに行くこともできないということもありますから、そこら辺、各家庭に配るというのもおかしいですけど、そこまではできないと思いますが、また、あるところにあっても、そこまでとりに行けないということになると困ったなということも起きますので、またよく検討いただきたいと思います。

それから、避難勧告の周知に本当に課題があるということで、今さっき町長が言われましたゲリラ豪雨のときに避難なんてとてもできるものじゃありませんし、通常の避難勧告、避難指示というのは、笠松では大雨が続いたときとか、それこそ地震とか、そういう災害のときしかないと思いますが、ただ勧告してから指示されるということで、前にも指示されて中央公民館へ集まられた人たちも見えたというふうに聞いていますが、そのときはどういう状況のときだったんでしょうか。お聞きします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 避難勧告や避難指示というのは、多分僕の時にはまだ出した覚えはないんですが、いわゆる台風とか、いろんな警報が出たときに自主避難として避難所を開設してお伝えしたことはあるんですが、いわゆる豪雨や台風による避難指示、避難勧告というのは、多分記憶には、ちょっと僕が出したときの記憶ではないんですが、以前あれば1回また確認をしなきゃいかんとは思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 3番 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 済みません、自主避難と避難指示、避難勧告とは違うということで、それは自分の勉強不足でしたので、申しわけございません。

広報無線で、確かにそんなふうで、避難される方はしてくださいというような話を聞いたことがありますし、それと最後のほうになると思うんですけども、これは災害対策基本法に基づき市町村長が発令する避難勧告、避難指示というのが町長の権限ということですけども、あくまでそういう状況が起きたときには広報無線で周知されることなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 避難勧告等の伝達の方法という御質問かと思いますが、この場合には防災行政無線、あんしんかさまつメールを利用しての対象地域の方に対する伝達、それと広報車、消防車両等によって対象地域の住民の方々に広報して回るという伝達の方法、あと水防団、消防団に対しての対象地域の住民への伝達を依頼するのと。あと自主防災会長へ防災行政無線、電話、ファクス等による伝達と、このようなことを考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） ありがとうございます。

僕もちょっと勘違い的な、要するに対象町内を主に、全体に無線を流されるということではないんですね。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 今の御質問でございますが、そのときの災害といえますか、豪雨等の状況によりまして、笠松町全体が非常に危険な状況になったということであれば全体を通じて伝達をしますし、松枝地域が非常に危険な状態ということになれば地域を限定した伝達の方法、そういったそのときの状況に応じた伝達方法をとります。全体に、例えば台風の進路等で笠松町全域がその進路の中に入るということでしたら、それぞれ避難所の開設とか、先ほど町長が御答弁したような状況で避難所の開設といったことも全町に対して防災行

政無線で周知をすると。そういったそれぞれの状況によりまして伝達の方法を選択するという
こととなります。

[3 番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 伊藤議員。

○3番（伊藤 功君） 質問の内容としてはそれだけですので、本当にこれから防災に関しては
周知徹底して、笠松町を守っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 次に行きます。

5 番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1 点目は広汎性発達障害児の対応についてと、2 点目は国際化に向けた英語教育の充実につ
いて質問します。

まず1 点目、広汎性発達障害児の対応について。

先日、ことばの教室に通っている親御さんより相談があるとのことで、お話をお聞きしたと
ころ、1 歳半健診のとき、しゃべる数が少ない、しゃべるのが遅い等からことばの教室を紹介
してもらい、通っている。そして、保育所に入所してから、落ちつきがない、友達に手を上げ
るなどの問題行動があり、3 歳、年少のときにことばの教室の先生から岐阜県発達障がい支援
センターのぞみを教えてもらい、検査をしてもらいました。結果は広汎性発達障害とのこと
でした。それで、保育所では年少から加配をつけてもらい、ほかの先生方にもいろいろ協力をし
ていただいて、少しずつよくなり、成長しているとのことですが、まだまだ支援が必要との
ことです。

それで、来年4月に小学校入学に当たり、今現在ある岐南町立東小学校の通級指導教室に通
えるのか、定員枠があるため大変心配しているとのことでした。そこで、軽い発達障害の児童
が入学する前にどのような対応、どのようなアドバイスをしているかお聞かせください。

現在、通級指導教室は、笠松町、岐南町の2町では岐南町立東小学校のみであります。岐南
町立東小学校に通うのは、下羽栗小学校の子供たちは通いやすいですが、松枝小学校からは遠
く、通うのが大変なので、笠松町の真ん中ということで、笠松小学校にLD、ADHD等の通
級指導教室の開設をしていただけないか。

また、就学に向けて小学校や通級指導教室の見学をした際、学校生活に大きな支障が出やす
い目立つ子供へ支援員がつくと知り、自分の子供はおとなしく、目につきやすい困り事がある
わけではないが、支援が必要なので、目をかけてくれる支援員の方を増員していただけたら安
心とのことでした。もし開設が難しいのであれば、チャイルド・ライフ・サポーター、発達障
害児地域支援員の配置について考えていただけないか。

次に2点目ですが、国際化に向けた英語教育の充実について。

先日、有志の勉強会にて各務原市役所を訪れ、各務原市長に就任してから、学校全てを回って要望を聞いたという話を聞く機会に恵まれました。そこで市長は、外国語指導助手、ALTを倍増させて英語教育に力を入れることを実現したと言われました。最近では世界の人々とフェイスブックなどで友人になったり、メールなどでやりとりでき、昔と比べたら外国の方たちとのコミュニケーションが簡単になり、ますます国際化に向けた英語教育が必要ではないかと考えます。そこで、小学校、中学校の現在の英語教育の現状についてお聞かせください。

なお、平成5年度より始められたグアムとの青少年海外派遣事業ですが、今年度で16回目になります。毎回参加した生徒の報告会をお聞きし、生徒が見聞を広め、グアムでの交流の話や日本との違いなどの体験を聞いて、生徒がよい経験ができたことを頼もしく、またたくましく感じて、よい事業であると思っています。そこで、青少年海外派遣事業のグアムとの交流の成果はどのようなか、お聞かせください。

なお、イナラハン学校とは13回交流をされてきましたが、よく担当課の方が連絡が来ないなど、困られていることも聞いております。今後、行き先を変える考えはないか、お聞かせください。

次に、学校の授業においては、今後世界に通用する力をつけるため、会話等を中心とした授業をふやす考えはないか、お聞かせください。

私も子育てをしている中で、1歳半から保育所年長の子供たちの記憶力にはすさまじいものがあり、びっくりする日々でございます。パソコンやビデオ等の操作なども教えるとすぐ覚えてしまいます。また、テレビでもせりふも覚えています。そんな中、国際化に向けて英語教室を開設できないかと考えます。以前より保育所の園児を持つ方から、岐南町は英会話を保育所で教えてもらえるのに笠松町はないのですかと言われたこともあります。笠松町の保育所に英語教室を開設することができないか、お考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（安田敏雄君） 5番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、田島議員からの御質問の中で、まず第1点目の広汎性発達障害の対応についての御質問であります。先ほどから川島議員、あるいは伊藤議員にもお答えしましたが、保育所や幼稚園、あるいはことばの教室や小学校等の連携を密にとり、保護者の意向に寄り添いながら、ことばの教室の相談や、あるいは必要に応じて専門の県立発達支援センターのぞみ等を紹介しながら、就学に関する教育相談を進めております。

また、笠松小学校等への通所教育の施設の件に関しては、昨日もお答えしたとおり、そのように向けて今努力をさせていただいております。

そしてまた、国際化に向けた英語教育の中で、青少年のグアムの交流の成果についての御質問であります。これは町内在住の次代を担う中学生を対象に、外国の文化や風土、あるいは生活習慣などを目と肌で感じて、国際的な視野を広めながら語学力向上を目的としたグアムへの青少年海外派遣というのは、これまで15回、約500人の生徒を派遣してまいりました。今年度の派遣事業は郡内の小・中学校の2学期制の導入に伴って、例年夏休み期間中の8月から秋休み期間である10月に変更して、4日間の日程で20名の中学生の派遣を予定しております。

この派遣に当たりましては、中学生たちには目的を持って参加できるように、一人一人がグアム研修に対しての目標を設定して、そしてグアムに関する歴史や文化なども学習をして、現地の生徒との交流についてそれぞれ立案をしたり、あるいは中学校のALTの講師と英語によるコミュニケーション方法を学んだりとかいう事前学習を行って進めておりますが、そうした中で、派遣後には今度は報告書の提出とあわせて、保護者の方や議員の皆さんにも参加をいただいて、体験発表会という形で大勢の皆さんの前で中学生それぞれ一人一人がグアムの派遣の感想を自分の言葉でしっかりと発表をしておいて、その姿と内容を見る限り、私は海外派遣の目的はある程度達せられているものとしております。また、いろんな事後のアンケートによりますと、派遣行事の内容についてもおおむね満足であったとの結果でもあり、参加者本人からの評価も高かったのではないかと判断をしております。

また、そういうような問題に関して、グアムの青少年派遣事業の行き先を変える考えはないかという御質問であります。グアムを派遣先として選んだことは、御承知のように移動時間や、あるいは所要の経費や、また治安情勢、そしてまた豊かな自然景観や、あるいは現地の新日感情というのも踏まえたり、そしてまた日本から最も近い英語圏という一つの状況もあって、総合的に勘案してグアムへの派遣は適切であると判断をして、今後もこのことは継続して実施する考えであります。ここ10年ほど単独で現地交流をしているイナラハン・ミドル・スクールに関しては、笠松中学校との交流というのは、向こうのイナラハンのミドル・スクールも交流に関しての継続は望んでおるということを確認しておりますが、そういう中で、中学校との姉妹提携の話も進めさせていただきましたが、姉妹提携を拒否するわけではないんですが、現地の教育事情のいろんな都合もあって、今回姉妹提携をすることはなくなりましたが、将来にわたって笠松中学校との連携を引き続き働きかけていながら、イナラハンの中学校の方針としても姉妹協定が締結できるように進めながら、今後より深い交流が実現できるようにしたいという意向も確認をさせていただいております。

そしてもう1つ、いわゆる保育所に英語教室を開設できないかという御質問であります。

保育の内容や運営等については、国がガイドラインとして示しておる保育所保育指針に沿って実施をされておりますが、保育所に英語教室を開設するということに関しては、英語という、いわゆる語学教育としてではなくて、遊びの中やいろんな体験の中で、異文化との交流や国際

感覚を養うという考えではないかと思えます。

いずれにしても、基本的には各保育所に異なる特徴や独自性があるものと思われるから、そのような意味も含んで、そういう御要望もあることなどを踏まえて、事業者とまた協議や検討をしてみたいとは思っております。

○議長（安田敏雄君） 森学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（森 透君） 軽い発達障害の児童が入学する前に、どのような対応やアドバイスをしているかについてお答えをいたします。

一般に軽度発達障害の範疇にはLD、ADHD、広汎性発達障害が入ります。羽島郡では平成24年度に早期からの支援システムを立ち上げ、未就学児も対象とした支援の体制を整えました。学校の特別支援担当教員、専門相談員等でチームをつくり、保育所や幼稚園を巡回しております。そこで、支援の必要なお子さんへの継続的な支援のあり方について協議をし、その後、個別の就学相談をさせていただいているところでございます。場合によっては、県立の発達障がい支援センターのぞみなども紹介をしながら、一人一人のニーズに合った就学ができるようにしているところでございます。相談の機会につきましては、町の広報紙でも6月と10月に案内をさせていただいております。

2つ目のLD、ADHD等の通級指導教室の開設はできないかという御質問についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在東小学校の通級指導教室で指導を受けている笠松町の小・中学校に在籍する児童・生徒は、平成27年度も通級指導の継続を希望されております。また、新就学の児童の保護者で希望される方がいらっしゃるにしまして、合計すると13名ほどとなっております。教育委員会としましては、笠松町内の小学校にLD、ADHD等の児童・生徒を対象とした通級指導教室の新設を県教育委員会に申請をする準備をしているところでございます。

また、開設ができない場合のチャイルド・ライフ・サポーターの配置についてでございますが、現在一人一人の障害の状況に応じて、必要とされた児童・生徒については教員免許状を持っている支援員、または特別支援アシスタントの配置を町にお願いしておるところでございます。チャイルド・ライフ・サポーターの資格は有しておりませんが、子供に寄り添い、丁寧に親切な対応をしていただいているところでございます。岐南中学校に特別支援担当の主幹教諭を配置していただきましたので、今後発達障害に係る研修を充実させてまいりたいと考えております。

大きな2つ目の国際化に向けた英語教育の充実についてでございます。

1つ目の小・中学校の今の英語教育の現状についてお答えをいたします。

中学校では各学年140時間、週当たり4時間を標準授業時数として外国語の授業が行われております。また、小学校では5・6年生が35時間、週当たり1時間の外国語活動を行う時間が

設けられております。中学校においては、外国語を通して言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーションの能力を養うことを目的としております。小学校の外国語活動の時間は、外国語を通じて言語や文化に対する体験的な理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うことを目的としております。小学校では英語指導助手を配置し、5・6年生だけではなく、1年生から4年生までも年間10時間ほどの英語にかかわる活動を総合的な学習の時間等を使って行っているところでございます。

2つ目の御質問の、青少年海外派遣事業のグアムとの交流の成果はどうかということについてお答えをいたします。

本年度の派遣は10月実施となっております。平成24年度の派遣者の感想には、学んだことは、イナラハン・ミドル・スクールの子たちと英語で会話できたことです。英語を使って伝えることは難しかったけれど、手ぶり身ぶりで伝わったのでよかったです。将来日本を出て外国で働くこともいいなあと思いました。もっと英語を勉強して国際的な大人になりたいですなどと研修の充実感を表現しているところでございます。参加した生徒一人一人によって異なるとは思いますが、間違いなく本人のキャリアにつながったと思っております。

3つ目の、今後世界に通用する力をつけるため、会話を中心とした授業をふやす考えはないかということについてお答えをいたします。

学校の教育課程は学習指導要領に基づいて実施されております。国の英語教育のあり方に関する有識者会議では、グローバル化に対応した英語教育改革について検討が行われておるところでございます。そこでは小・中学校における英語教育の抜本的な改革・強化についても検討されております。小学校3・4年生では週に一、二時間の活動型の英語の時間を、小学校5・6年生では週当たり3時間の教科型の英語の時間を、中学校では授業の全てを英語で行うことなどの計画案も報道されているところでございます。具体的な改訂が行われ、教育課程に位置づいたとき、議員の御主張のようにグローバルな人材の育成を目的とした英語教育を行うことができるものと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 広汎性発達障害児の対応について、笠松小学校のほうに開いていただけるといふ、今申請中ということで、川島議員も伊藤議員もやられましたので、前向きな返答をいただきました。ありがとうございました。

あと心配なのは、本当に軽い障害を持っている方で、通級まで別に行くほどではないという方が見えるんですね。そういった方は普通学級に入られますよね。すごいおとなしいものです

から、どうしても先生というのは目立つ子のほうに行っちゃうので、例えば勉強がちょっとついていけないとか、ちょっと今やっている状況がみんなよりも遅いとかという、そういうアシスタント的なものというのは、随時要望すればついていただけるのか、ちょっとその辺、勉強不足で申しわけないんですが、教えていただきたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 森学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（森 透君） 今御質問がございました、なかなか軽くて目につかないお子さんについてでございますが、心配なお子さんについては、どんな状況であろうとも、それが軽いかどうかは別として、心配なことについて、不安なことについては、まず学校、担任を通しながら、相談できる先生とそういう相談体制をとる機会を持っていただければというふうに思っておりますし、そういう対応、体制づくりに努めてまいりたいと思っております。その中で、支援が必要であるということございましたら、校内の支援の中で、その支援のシフトを組みながら、お子さんに対応できるようにしてまいっているところでございます。

また、その支援がもっとたくさん必要ということございましたら、また町と相談をさせていただきながら配置も検討させていただくということでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 田島議員。

○5番（田島清美君） ありがとうございます。

あと、小学校に今度入学する親さんで、保育所から今度就学に当たって相談事がある方というプリントを2回ほどもらったんですね。1回目は2カ月か3カ月前ぐらいですかね。その方は、たまたま広汎性の発達障害ということでことばの教室に通ってみえて、広汎性発達障害児というふうにそのセンターで言われてしまったので、もう普通に通えるものだと思っていたのにそういうふうに言われちゃったものですから、すごい本当にショックで、双方の親さんにも今後どうしていかうかと話されて、そのことを先生に教育委員会と相談しに行かれたそうなんです。そのときに、通級教室に要するに入れるか入れないかということがまだわからないのでと言われたから、どうしたらいいんだろうということで、もう夜も眠れないみたいな感じで、私のほうに、たまたま子供と同じ学年だったので相談されたんです。

受け入れ先がはっきりわかっていないのに相談窓口という対応というのは、逆に親さんの心配事がますます出るんじゃないかと思うんですが、例えば今まで通級に、東小学校に入れないと、定員いっぱいという場合はどのように対応されていたのか、ちょっと教えてください。

○議長（安田敏雄君） 森学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（森 透君） 今定員がいっぱいということございましたけれども、まずは学校の中で保護者の方の御意向、お子さんの様子、御心配をお聞きしながら、先ほど申

し上げました御質問もございましたが、支援員、特別支援アシスタントをつけながら、その子に寄り添う形で学校の生活がなされるように支援をしているところでございます。

[5 番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 田島議員。

○5 番（田島清美君） はい、わかりました。じゃあそういった場合は、特別に支援の方をつけていただけるということで理解します。

あと通級指導教室に入るため、基準や書類なんかは必要なんですが、判断の難しい子供とか、就学してから、例えばちょっとというふうに先生に言われて気づかれた方の相談窓口なんかも充実させていただきたいという要望もいただいたんですけど、それは担任の先生に言えばいいのか、担任の先生に、例えば言いにくいという保護者の方も見えると思うんですが、そういった相談窓口を充実していただけないかという要望をいただいたので、その辺どのように教育委員会のほうも考えているか、ちょっと教えてください。

○議長（安田敏雄君） 森学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（森 透君） 教育相談にかかわりましては、やはり学校と保護者の方が連携を密にしながら、安心できる相談体制をとることが大事かと思っておるところでございます。ですので、今議員がおっしゃられましたように担任が一番身近な存在ではございますけれども、学校の中で一番相談しやすい特別支援コーディネーターであったり、もしかしたら教頭、教務主任であったり、誰でもいいので相談しやすい職員に相談していただければありがたいなというふうに思っておるところでございます。

また、そのように保護者の方が安心して相談できる体制づくり、雰囲気づくりというのも学校のほうにつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。必要があれば教育委員会の担当も保護者の方の不安であるとか、願い等をお聞かせいただこうと思っております。

[5 番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 田島議員。

○5 番（田島清美君） あと済みません、ちょっと町側のほうに要望というか、笠松小学校のほうに今つくっていただけるような方向で前向きに考えていただいているということで、大変ありがたいんですが、例えば開設が難しいのであれば、発達障害児地域支援員というものを配置していただけないかというふうに書いたんですが、たまたま私も障害を持っている方の親さんがこういった資格を持ってみえるというふうで、何かこういった資格を生かせないだろうかというふうにちょっと聞かれたんですね。いわゆる普通の資格を持っている先生よりも、本当にいつも障害の子たちと接している親さんのほうが、逆に子供たちも接しやすいというか、またかゆいところに手が届くというか。

私たちも子育てしていると小児科の先生に判断してもらうより、ふだん接している親のほうが、結局そっちの病名のほうが確かだったよねということがよくあるんです。先生は風邪だと言ったけど、絶対扁桃腺だよねと言って、2日目にごめんなさい、扁桃腺でしたという感じがあるように、そういった生で接している親さんのボランティアというか、そういった人をそこに取り込むといった考えはないのかなと思ひまして、広江町長、その辺はどう考えてみえるか、よろしくお願ひします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、教育委員会からもお答えしたり、あるいは前の質問のときにもお答えしたように、通級教室に関しては笠松小学校に設置をして、その体制づくりをしようということをお願ひをされている段階でありますし、我々もそれが大変、今までの状況から見て、きのうの教育長の答弁じゃないんですが、なかなか簡単には設置できない状況はよくわかっているんですが、こちらの今の笠松町の状況を見ても、どうしてもそれが必要な施設であることは間違いありませんから、我々としても最大限、それはどのような方法を使ってもお願ひをして開設していくということで進めておりますので、今言われた中でのいろんな指導員や先生方に関しては、またそれからのいろんな相談の中で、できること、できないことはありますが、よく研究しながら進めていきたいと思ひております。

〔5番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 田島議員。

○5番（田島清美君） ありがとうございます。では、よろしくお願ひいたします。

あと国際化に向けた英語教育の充実についてですが、先ほど教育課長さんのほうから、中学校は週4回、5・6年生が週1回で、1年生から4年生もやっているんですよ。たまたま隣の各務原に行ったときに、外人の先生が倍増して、すごく力を入れて結果を出してみえるということをお聞ひしたんで、やっぱり隣町で、今度高校で一緒になったときに、うちの笠松町のほうがおくれてはいけないなと思ひて、こういっただけを要望したんですが、今後国のほうもそういった方針になれば、そのようにやっていけるといことなので安心しました。今後ともよろしくお願ひいたします。

それで、保育所のほうの英語教室というか、先ほど町長さんが言われたように、まあ遊びですよね。岐南町のほうは中保育所、北保育所、さくら南保育所と3つでお遊びをやっているらしいんですよ、1カ月に2回とか。要するに小学校、中学校に派遣している外人の先生が来てやっているらしいんですよ。そうすると、今度小学校に入ったときに、たまたま助手をやっている人を知っていたので、たまたま話したら、すごく岐南町の子は入り方が、小学校で教えて、私もアシスタントをしているけど、すごく学ぶというか、やっぱり保育所でやっているからすぐのみ込みやすいというか、そういうことを言われていたんです。ですので、やっぱり今、岐

南町と笠松町で、向こうは給食費が無料とか、そういったこともやってみえるし、保育所のほうなんかでも英語教育が進んでいるとなると、やっぱり今アパートを持っている大家さんなんかも、前は笠松町に来てくれたのに、今は岐南町のほうに行ってしまうているから、本当にちょっとどうかしてほしいなということも言われているんですけど、子育て世代なんかは保育所の教育がどうかそういうこともすごく比べていると思うんです。

先日、たまたま岐南町の保育所の英語教育に関して詳しい方とお話しする機会があって、以前、きょうは教育長さん、岐南町に行ってみえるのであれなんですが、やっぱり教育長さんとかとも一緒にやっていたら、子供たちがすぐ覚えるというか、そういうのがあるらしいんですね。せっかく2町は教育委員会が一緒なんで、岐南町がやっていることは笠松町も月に1回でもいいんで、予算もかかることだと思うんですが、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

それで、グアムとの交流も姉妹提携するぐらいにコミュニケーションされているのでいいとは思っています。ただ、私も以前よりホームステイ形式にしたほうがいいんじゃないかというのを何回も言っていて、一時ニュージーランドのほうを2年ばかりやりましたよね。やっぱり報告会を聞いていても、バナナボートで遊んで楽しかったとか、そういった文化を学ぶ分にはいいと思うんですけど、結局2泊3日、ホテルに泊まっていたのはどうしてもお遊び的なところがあるんじゃないかなと思うんです。今後なんですけど、姉妹提携するならば、向こうの児童もこっちにホームステイしてもらって、1泊ぐらい、例えば。そういったお考えはないか、ちょっともう一度お聞かせください。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） ホームステイの問題は、以前にもいわゆるイナラハン・ミドル・スクールの地域にいる親との交流の中で、子供を送るということを進めていったときもあったんですね。ところが、いわゆる環境といいますか、イナラハン中学校自身が街の中心部から離れた郡部にあって、いわゆる親の生活形態やいろんなことを考えた場合、なかなかホームステイまで行って面倒を見ていただいて一緒にやろうという、やっぱり家庭環境がそういうふうにならなくて、ニュージーランドも一時考えて、けれど、そのニュージーランドの形式で、やっぱり本当のホームステイでないという部分もあるからやめようということで、やめた中での流れでありますから、これから姉妹提携を結んで連携を密にしていくならば、そのころ七、八年、10年ぐらい前に思っていたイナラハンの環境も変わってきている部分もあると思いますから、まず即ホームステイでできるかどうかは研究してみなきゃわかりませんが、できればホームビジットというような形で短期でも家庭に入って、夕食を一緒にして帰るなり、そういうビジットという関係を努めながら模索をしてホームステイに向けられれば、これはや

っぱりいろんな環境もわかっているところでもありますから、そういう意味では僕は悪いことではないと思いますから、将来に向かってそういうようなことをもう1回、姉妹提携ができた後、そういう環境づくりがやっていたら一番いいかなあとは思っています。

〔5番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 大変前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

やはりホテルに泊まるよりも、二、三時間はホームビジットでも、そういった現地の人たちとの触れ合いというか、1人になってしまうと会話しないといけないので、どうしてもそのお父さん、お母さんと。ホテルだと、学校訪問するぐらいだと、普通に話すぐらいじゃないですか。それで帰ってきて、あとは友達と話すという感じなので、やはり現地のところに1人で踏み込むというような経験もしてあげると、今度高校や、それこそ大学とかでも、またそういったホームステイなんか怖がらずに行けると思うんで、ぜひこの笠松町から国際化に向けて、どんどんグローバル化に向けて頑張ってもらえる子供たちを一人でも多く育てたいと思いますので、今後ともよろしく願いまして終わります。

○議長（安田敏雄君） これをもって一般質問を終結いたします。

この際、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時25分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

日程第2 第42号議案から日程第14 第54号議案までについて

○議長（安田敏雄君） 日程第2 第42号議案から日程第14 第54号議案までの13議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方としましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第42号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

第43号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） これに異議があるわけではなくて、2週に1回ぐらいずつ工程会議をやって進捗を進めていくということのようですが、変化が起きているんですが、まず1つは、トイレが玄関のところに行けるようなんですが、あれはいつまでぐらいになるのでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 仮設トイレがいつまでと。

大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） この議会の最初のときに、皆様にも全体の工程表をお配りしたかと思います。その中にございますように、まず仮設トイレから申し上げますと、仮設トイレはこの9月末から使用を開始できるようになります。建築の許可を受けてからということになりますので、大体これが12月末までです。現在のトイレの改修工事は9月末から入りまして、12月25日ぐらいまでが工事の期間というようなことで、皆様にお配りしたこの中にはついておると思います。それから、庁舎の中の1階の多目的のトイレは使える状態にありますので、外の仮設のトイレだけでなく、多目的のトイレは利用していただけるということになります。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

あわせて、この前の日曜日に町民バスに乗ったんです。そうしたら、西町の停留所から十六銀行の横を通って役場に入ってくる形をとったんですね。それは当然だと。あのときから、トイレのある間もその行程じゃないと無理じゃないかなと思っておるんですが、バスが回りづらいなあとって見たんですが、どうされますか。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 巡回バスのコースの変更でございますが、今、十六銀行のところから堤防下の道路へ上がって役場のほうへおりてくるのは土・日の運行のみでございます。平日は役場の前も通れますので、土・日の運行の経路が変わっておるということになります。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

第44号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 12ページの総務費の企画費なんです、企画総務費で消耗品として2,515万の補正予算なんです、これは前に説明を受けましたけれども、ふるさと納税に係るお返しの品ということで約1万人分、1万件ということで歳出のほうを組まれているんですけれども、2つあるんですが、1つは歳出だけ組んで何で歳入は組まれていないのか。バランスシートからいえば、入りがあって出がある。出のほうの根拠が1万件ということで根拠があるならば、歳入のほうだって、その1万件分で概算で見ればいいわけですね。それで歳入で組んで、それを歳出のほうで積立金か何かで組んでおく。

今、官公庁の単式簿記の会計処理が見直しをしていけと、いわゆる複式簿記に変えていけというような指示があるようですし、そうすると、今ここに監査委員さんもいらっしゃるんですけれども、バランスシートをやっぱり見ていかなきゃいかんということです。何で歳出だけ見て歳入がないのか、これはバランスが崩れておるわけですね。それがおかしいなということが1点。

もう1点は、ここで2,500万円歳出で組んでおるんですけれども、入ってくるお金は全部基金のほうに積み立てて、それでことし町民バスを2台、3,600万円で購入するようにしたわけなんです、ということは、お返しのお金というのは、いわゆる一般財源で見ているわけですよ。入ってきたお金からは一銭も使っていないくて、いわゆる町民からいただいたお金の中か

らやっておると。

財布が1つだから、どこから出そうと一緒やないかと言われる方もいらっしゃるんですけども、本来この目的はふるさと納税という税金なんですね。例えば笠松町民が税金で支払っても何ももらえないのに、ほかのところから来た税金は半分近く、5,000円に対して約2,500円分、半分ぐらいがお返しの品として送られると。そのお金は町民の一般財源から支払っておるといって、何かその辺もおかしいなど。

例えば5,000円の納税をいただいたら2,500円のお返しをしたと。そうしたら残った2,500円を基金に積み立てて、それを笠松町の基金の中でプールしながら必要なものに使っているということにすれば、税金ですので、町民の皆さんも、住んでいる町民が支払った税金は使わなくて済むわけですので、何も痛まないわけですね。だから、その辺の感覚といいますか、その辺はどう考えてみえるのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 一部ちょっとお答えさせていただきたいのは、いわゆるふるさと納税ということで、我々は5年前からこれをやらせていただいて、笠松町のお返しのような品なしでふるさと納税を呼びかけてやらせていただいた中で、2年、3年、それぞれ30件、40件のあれがあった程度で進めてきたわけですね。

それだけではなくて、せっかくそうやってインターネットやいろんな機会で、笠松町のいろんなことのお知らせをして呼びかけて、なおかつ笠松町の活性化につながるようないろんな方法はないだろうかということをもずっといろいろ考えた中で、じゃあふるさと納税と同時に、ふるさと宅配便のような形で笠松町のいろんな商品や名品や品物を紹介しながら、5,000円なり1万円なりいただいた納税部分の中での一つのお返しとしてすることは、これはやっぱり笠松町をPRする一つの部分としても有効やないやろうかということの手探りからやり始めたこと。それが大変皆さんの目にとまって、笠松町を知っていただく一つの手段としてでも、この町ってこんなことをやっているのということだけでもわかった部分で、どんどんふえてきた部分もあったんじゃないかと思います。

極端な例が新聞等に載っていましたが、私どもの町は、そういうことでまちおこしも含めた部分で提携してやっていけることであれば、これは今言われたような、財源の方法はいろいろあるものの、いわゆる一般財源を使わせていただいた中で、まちおこしの部分で宅配便という形でやろうということは、一つの方法として進めてきたわけでありまして。

いろんな今言われたような方法や考え方はあるとは思いますが、まずそれでやらせていただいたことが1万件を想像しなきゃならないほど、我々が初め想像していたわけではなかったんですが、マスコミ等のいろんな広報があって、目にとまる部分が多くなったんでしょうね。この4月から9月までの統計を見ていると、前年約3,000件ぐらいあったのが、それでも月で見

ると3倍ペースでふえているんですね、4月からこの9月近くまで。

このまま12月までずっと3倍でいくかどうかは別にして、そういうペースで進んでいること自体、やはり笠松町のいろんな物品を提供してPRしている部分もありますので、そういうことを土台に踏まえながら対応をさせていただきました。今の御意見も伺いながら、これからの体制づくりをきちっとまた考えていきたいとは思っています。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 少し事務的な部分で答弁させていただきたいと思います。

今町長が申し上げたとおり、今回の消耗品というのは考え方、側面によるんですけども、ふるさと納税に関連する事業と見れば、確かにバランスシートという考え方があるかもしれませんが、一つのそういう地場産業の地域振興事業という考え方で分離すれば、決してバランスシートという話にはならないのかなど。

むしろバランスシートと言えるのは、今回ふるさと納税の額をそのまま一般財源として使ってしまうのではなく、基金に積み立てて、何らかの形で目に見える形で使おうという目的で基金を設置しておくわけですから、積立金とふるさと納税の収入がそれでバランスシートとしてつり合いがとれておるということで、一応予定としては3月ぐらいにちょっと補正をさせていただきたい。そういう意味では御理解をいただきたいと思うんですけども、出と入りが全く一緒になりますので、1,000円の位置立ては違うかもしれませんが、そういうところでバランスシートを図らせていただくということです。

議員御指摘の、税金じゃないかとおっしゃるんですけども、入り方は決して税金のように調定があって収入見込みが立つというものではなくて、人それぞれ思い思いで5,000円の方も、1万円もあれば100万、実際そういう方も見えますので、非常に見込みが立てづらい。一律に何人掛ける5,000円でいいじゃないかとおっしゃれば、それはそれで方法論としてありますけれども、皆様がこうすべきだというふうにおっしゃれば、そのように従おうとは思いますが、私どもの考えとしてはそういったことで、まあこういう形でいいんじゃないだろうかと。税金というよりは、入り方はどちらかというと寄附金として入ってくる。要するに寄附金の場合ですと、入ったときに確定させて補正をしておるといような状況もありまして、それに基づいて積み立てをしていくという今までのプロセスというのか、そういった形で進めさせていただいておりましたので、今後会計処理の方法が変わってれば、また見直しをする必要があるかもしれませんが、現在のところはそういう形で進めておるところで御理解をいただければというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 町長の説明はわかるんですよ、それはそれでいいんですよ。笠松町をPRするということでお返しの品をお渡しすると。これに対して反対するわけでも何でもない。ただ処理の仕方がおかしいのではないのかなということをおっしゃるだけですので。

今、企画部長が答弁されたように、寄附金として処理しているから、入ってきたら収入に上げるということなんですけれども、そうしたら、毎月例月監査をやっておるわけですね。そうすると、4月からもう毎月入っておるわけですね。この4月、5月、6月、7月、8月、8月はまだ監査をやっていないかもしれませんが、7月分まではやったわけですよ。そうすると、収入には入っておるわけですよ。それが今回の補正予算の中では、収入は全く出てこない。歳出だけ、2,500万円だけ組まれておる。

本来ならば、先ほど言いました、これは税金ではないと言いながら税金なんですよ。税金であるならば、例えば固定資産税だって、町民税にしたって、3月の時点で予算を組むわけですね。それで議会で承認するわけです。例えば、笠松町は全ての税金で約27億円ぐらい入ってくるわけですね。その見込みを立てて予算を組む。それと同じように、1万件が見込まれるとなれば、その1万件の分を想定して、例えば5,000万円だとか、8,000万円だとかというものをまず歳入に組んで、それで歳出としては2,500万がお返しの品だと。例えば満額でもいいです。とりあえず基金のほうに歳出して組んでいくということをしていかないと、会計処理上はおかしいのではないかなということなんです。

お返しの品を渡すとか何かという方法はいいんですよ。これはいいんです。ただ会計処理の仕方がおかしいのではないかなということをおっしゃるだけですので、先ほどの答弁と、私が今言った例月出納をやったものとは違うわけですね。その辺はどう考えてみえるんですか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

これも大変恐縮なんですけど、手法論といいますか考え方ですので、議員御指摘の考え方も至極当たり前の話ですので。当初位置立てしておるとするのは、寄附金が本当に水ものですので、なるべく入りは過少に見積もって、支出、出のほうは、言い方が悪いんですけども誇張しますと、過大に見積もって予算を編成していくということで、歳出に関しては緊急に見込んで出していかなければなりませんので、どうしても歳出優先になると。

当初予算で位置立てで組んでおりますので、歳入も歳出も積立金もふるさと納税等に関しても位置立てで組んでおりますもので、それから言えば、その精算時にどんと出すという考え方で今まで来ていたんですけども、議員が御指摘のように、ずうっとこれから恒常的にある程度平均が出せるような形で見込めるぞということになれば、そういうやり方に変えていってもいいのかなあと。ただ、いかんせん歳入と歳出が一緒につきまといまいますので、考え方としてはそれだけがぼんと膨らむと。総額だけが膨らむという形になりますよと。それから、順番に入

っていたということでやるというプロセスを毎回お見せする、それが必要だということであれば、その手法に改めざるを得ないかと思えますけれども、今までのいろんな会計処理の中では、最後に精算をさせていただいておる事業は結構あるかと思えますので、たまたま額の大小はあるんですけれども、かなりふるさと納税の額が高いんで、ちょっと今回、特に目につかれたのかなと思えますが、そういう考えではおります。決して間違いというものではないと思っております。

〔発言する者あり〕

失礼します。ちょっと答弁に食い違いが何かあったみたいで、例月現金出納検査がございますので、そのときには、ちゃんとその現金を把握しておりますので、間違いなく監査で、冒頭もお話があったと思えますけれども、処理審査させていただいておりますので、それは経緯は十分……。

〔発言する者あり〕

済みません。ちょっと御説明の仕方がうまくなかったみたいで、考え方としてきっちりと会計処理はされております。補正予算の手法として、先ほど申し上げましたように、歳出優先ということで、必要に応じて歳出しなければならないという時期を予定して歳出の補正をしますもので、入りに基づいて歳出をどうしてもしなければならないというものではございませんので、歳出が優先される場合は、補正をさせていただいておるといふ今までの流れで、順次補正予算をさせていただいておるといふところで、3月に精算をさせていただく予定で今まで進めておるといふことであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 今までの手法は手法として、私の疑問に思ったことに対して、プロの会計士さんが見えるんで、一遍よく相談してもらって、会計処理の方法ですから、やっぱり処理がうまくやってもらわないと、確かに現金はあると思えますよ。毎月例月出納検査をやっておるわけですから、それは問題ないと思うんですけれども、この会計の補正予算の組み方に対する考え方を一度プロの先生とよく相談をさせていただいて、今後検討していただきたいというふうに思います。

○議長（安田敏雄君） 小林監査委員。

○監査委員（小林正明君） 議員の御指摘はよくわかりまして、ただ地方公共団体の決算というのは、いわゆる費用収益対応だとか、そういう認識はないんですよ。基本的に予算を計上し、かつそこから払うということで、今まで見せていただいております。例月の話をしますと、事実お金が入っています。預金の残高証明とか、そういうものの中には入っておりますから、ただ、それをどう処理するかというのは、また執行部側がどう考えるかという話ですけれども。

今回、まず言われました保守的な観点という、先ほど部長が言われたのがそうなんですよね。リスクというか損失が出そう、費用が出そう、そういうものは、見積もればできるだけ確実に見積もってほしい。収入のほうは、現に入るまで、簡単に見積もったって、もしゼロかもわからないという点で、なかなか当初予算では上げられない。また、形態が寄附金のような形ですから、地公体での決算であるし、寄附金は例の基金に行って、それから有効利用するというのが基本的な流れでしたもので、基金等へ積んでいるというのが今やっておると思うんです。

それで、今後、今回の中間で収入の補正、歳入を立てるかどうかというのは、これは会計云々よりも執行のほうの、それは確実だから予算書の中に入れちゃおうと判断するかしないかということなものですから、そこまでは我々も予算の段階では意見はなかなか言えないし、また最終的にそうっておればいいと思うんです。ただ、今後、何百万、何千万となってくれば、早目に認識するという手もないことはないと思っておりますけど、とりあえず当面は、今のやり方は今回はいいのかなあと考えています。簡単にお話をしましたけれども、以上です。

○議長（安田敏雄君） 第44号議案の途中ですが、この際1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時30分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

第44号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 14ページですが、5款 農林水産業費、1項 農業費、2目 農業総務費の中で、委託料として129万6,000円、農地台帳システム改修委託料と書いてありますが、これはどのような事業でどこへ委託するのか教えてください。お願いいたします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

農林水産業費の農業費、農業総務費での農地台帳管理事業で、システム改修委託料として129万6,000円の補正となっておりますが、農地台帳が農地法の改正等によりまして、法の中で農地台帳を備えなければならない、整備しなければならないということになりまして、従前からそういう農地台帳のシステムを備えておりましたが、必須項目等も規定されまして、そのシステムの改修が必要となったということで、ソリマチというところに、従前そのシステムを提供してくれておる会社なんですけど、そちらのほうに委託することになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今の説明の中で、農地法の一部改正という中身が、法の中でこういうシステムにしなきゃならなくなったからということ、それが一部農地法の改正の中身とっていいですか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

農地法の改正の大前提としまして、今進めております耕作放棄地の解消とか、あるいは利用権設定による農地の整備と申しますか、農地がどんどん減っていきますので、それを防ぐと申しますか、農業振興を進めていく上で、耕作者、若い担い手とかそういった方々がなるべく利用しやすいような制度といった方向に向いておまして、当町の場合は余り該当が少ないと思いますけれども、農業振興地域とか市街化調整区域を多く持つところでは、担い手の方々が、休耕されている、あるいは耕作放棄となったような土地を探して、なるべく利用権設定等によって農地として活用していただくという方向性がございまして、その中で農地台帳を整備して、ある程度公表できる項目を設定して、もちろん誰でもというわけではないんですけれども、公表して、そういう担い手となられる方に情報提供していくという将来的な目標がございまして、そういった中で第1段階として必須項目を設定して、あるいは公開する項目、非公開にする項目というのを選別してシステムを改修していくというものでございます。よろしいですかね、そういうお話で。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） そういうことで申しますと、農地法という関係からいっても市街化調整区域と市街化区域とに農地があるわけですが、そのどちらも基本的にはこのシステムの上に載せていくと。そして、全国どこからでも笠松町の農地の状況が見られると、そういう形になるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

公開用のCSVファイルを機能させるということにとどまっておりますので、これを活用する時期がいつかということまでは、ちょっとまだ詳細わかっておりませんということです。

公開するのは市街化調整区域のみで、市街化区域はいたしません。ただ、台帳としては整備していくということです。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決をしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

第45号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 17ページ、10款 諸支出金、歳出のほうですが、1項 償還金及び還付金で補正額が90万ですが、全部合わせると240万、その件についてお願いしたいんですが、還付された件数、それからその期間、それから額について、還付されて一番多い方、少ない方、いろいろあるかと思いますが、年数とあわせてお聞きしていきたいと思ひます。

○議長（安田敏雄君） 服部住民福祉部保険医療課長。

○保険医療課長（服部敦美君） お答えします。

還付の件数ですが、28件です。一番多い金額の方で、還付のお金が75万500円です。そして一番少ない方が200円です。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） こうなつた原因については、どのように把握していらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） こうなつた原因というのが、なかなかどういふふうでもとれるんですけども、多額な還付金が出た方が見えるということに関しましては、遡及適用ということで、特に過年度還付ですので、年度が当該年度じゃなくて、前に得喪があつたという、資格喪失があつたということで、さかのぼつてお返しをしないかんことになつたということで金額が多くなつたんですけども、これは非常に申しわけないんですけども、今の社会保険の制度の中で国民健康保険に加入してみえる方は、一応皆保険の中で最後の受け皿ですから、健康保険に入られたり扶養に入られたりした場合は一応届け出をしていただくことになっておりますので、届け出主義の前提のもとでこういったことも中にはあるということで、額的にはやはりこのところ還付がふえております。

そういう異動が多い、これは単なる推測なんですけれども、リーマンショック以後、急激に

景気が悪くなって退職されたりというような、あるいはアルバイトで日数が長い方も減ったりやめられたりというのが、ちょっとまた再就職なり何なりされてとか、いろんな諸要因は考えられますけれども、そういったことで昨年度も多かったので、途中で補正して150万ぐらいですかね、このような形でふやしていったんですけど、今年度また特にそういったさかのぼりが多い例が出ましたので、これを除けば昨年度と同様な額になる、プラスしてちょっとふえてしまったというようなふうに見通しとしてはおりますけれども。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

第46号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

第47号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

第48号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算について質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

第49号議案 平成25年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定の質疑を許します。

質疑は歳出を先とし、各款ごとに行い、その後、歳入全般について行います。

歳出についての質疑に入ります。質疑に際しては、ページ数、項、目、節を述べてください。

31ページ、第1款 議会費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

31ページ、第2款 総務費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 決算説明資料でお願いをいたしたいと思えます。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費で、固定資産評価審査委員会運営事業として1万9,000円、委員が3人で1回会合が開かれたということですが、この委員さんたちのお仕事は資産評価審議ということで、この1回の開催はどのような中身であったのかとあわせて、この委員さんたちの行われる事業内容はどのようなものなのかお尋ねします。

それから、職員研修事業160万4,000円、洋上研修についてはお2人行かれて、上の職員宿泊研修ですが、20人となっていますが、この研修内容を教えてください。

それから、48、49ページになるかと思えますが、6目の防災対策費で、防災備品購入費に線量計がありますが、この線量計はどのように利用されているのか。また、放射線についての計

量器だと思いますが、何台あってどのように利用されているのかお尋ねします。

それから諸費の中で、予算のときにたしか総務費の諸費の中で自衛官の募集が行われていたと思いますが、どのような事業であったのかお尋ねします。

それから50、51ページ、2項 企画費ですが、笠松力検定事業で初級、中級、上級と検定が行われてきましたが、今後の計画と、それから笠松町にこの検定力を生かした事業は考えられないのかなのかお尋ねいたします。具体的に考えられていることがありましたら教えてください。

それから、3項 徴税費の中の賦課徴収費の中にエルタックス審査システム委託料というのがありますが、これについてはどのようなシステムで、どのように私たちの税金を納めることと関係してくるのかお尋ねします。

それから52、53ページで、2目の賦課徴収費の中の一端だと思いますが、固定資産税賦課事務事業の中で1,422万6,000円、標準宅地鑑定委託料、これとさっきの審査委員さんとの関係はないのかなのか、それからこれについてはどのような事業になるのかお尋ねします。

以上、お願いいたします。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 私のほうからは、笠松力検定に関する御質問で、その検定合格者の今後の活用はないかと、具体的な計画があればということですが、まだ具体的な計画はできておりません。委員会の中で、この上級合格者7名の活用について検討をいただいておりますというのが現状であります。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 御質問が幾つもございましたので、落ちておったらまた御指摘ください。

資料の47ページ、固定資産評価審査委員会の運営事業でございますが、こちらに関しましては、固定資産税の台帳に登録された価格、こういったものに不服がある場合、そういった審査を申し立てるための委員会ということで設置をされております。1回開催と申しますのは、この26年に委員さんお1人がかわっておられますので、会長の選任をするために25年に1回開催しております。24年から25年になったときには、お1人委員さんの交代があったということで開催をしたものでございます。

それから、職員の宿泊研修でございますが、こちらにつきましては20人の関係でございますが、若手の職員10人、それと主査級の職員10人、それぞれ宿泊研修を行ったもので、目的としましては、仕事上、生活上にわたりいろいろすぐれた行動を身につけたり習慣を身につけるといふこと、それといろんな職務に対する意識、考え方、思考力を身につける、指導力の強化という意味も含めましてこういった研修を行っております。また、加えましてそれぞれの部門の

チームワーク、部門間におけるチームワーク、こういったものの強化のための研修を行ったというものでございます。

続きまして48ページの防災対策費、この中の備品で線量計のお話でございますが、線量計は現在5基購入して、それぞれ役場と3小学校、中学校、この5カ所に配置をしてございます。この線量計と申しますのは累積線量計でして、空間線量計ではございません。空間線量計と申しますのは、ここで測定をしますと今放射線量がどれだけと出ますが、累積の線量計でございますので、長期間にわたってそこで測定することによって、放射線量がどれだけになったというようなものを測定する線量計というふうに理解をしていただけたと思います。

現在、役場で保管しておる部分につきましては、各学校のものを定期的には電池切れ等の検査はしておりますが、役場のものでは線量の測定とかそういったものをしながら管理をさせていただいております。

51ページのエルタックスの審査の委託料の関係と、標準宅地鑑定委託料の関係につきましては、課長のほうからお答えさせていただきます。

それと諸費のほうで自衛官の関係の御質問がございましたが、自衛官募集の事務費といたしましては、募集時分に係るダイレクトメールの切手代でございますが、この分50円で180人分を支出したというもので、9,000円の支出ということになっております。

申しわけありません、線量計の関係ですが、現在は5台ともに役場で保管をしております。配置先としては、3小学校と中学校を含めて配置を予定しておりますが、現在は役場で電池切れ等の生じないような管理をしておるということでございます。

○議長（安田敏雄君） 足立税務課長。

○税務課長（足立篤隆君） お答えいたします。

決算認定資料50ページ、3項 徴税費の2目 賦課徴収費の中の個人町民税賦課事務事業の中で、エルタックス審査システム委託料につきましてお答えいたします。

エルタックス審査システム委託料といいますのは、納税義務者の方からインターネットを利用しまして申告データを送信していただきまして、それを一旦地方電子化協議会というところが受け付けをしていただきます。そこでいろんな各市町のほうへ振り分けをしていただいて、うちのほうで課税をするんですけども、その間に笠松町の場合は岐阜県市町村情報センターのほうでそれを受けていただいて、そこで申告書の審査ですね、計算等をしていただきまして、そしてうちのほうにそのデータが来るということで、情報センターに対する委託料でございます。

続きまして、52ページの固定資産税賦課事務事業の標準宅地鑑定委託料につきましては、こちらは今度、平成27年度の評価がえに向けまして、路線価を出すために、24年度につきましては標準宅地の選定をいたしましたので、25年度につきましてはその標準宅地の鑑定を不動産鑑定士

のほうに委託したというものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず職員の研修ですが、どこでというのは、勉強会のときに長良川スポーツプラザで23講座の中から、先ほどの説明にあったような観点の講座をそれぞれ受けられたのかなと思いますが、それでよろしいですか。そして、これは今回、25年度必要に迫って行われたものなのか、毎年度こうした事業で行われていくものなのかお尋ねします。

それから、1つ落としましたので、もう一つお願いしたいのは、総務費の中の空き家等適正管理事業ですが、この年度から始まった事業だったと思いますけれど、どのような状況で、助言、代行措置等による改善が7件行われたというふうになっておりますけれど、全部で何件あり、どのような状況であったのか詳しくお願いしたいと思います。

それから、先ほど線量計については累積線量計だということで、今ここにどれだけの放射線量があるかということがわかるものではないということですが、これを選ばれた理由は何なのか。そして、私たちとしては日常に線量をはかれるようなものが必要、住民としてはそういうことがお借りできてやれるようなものがあるといいと思うんですが、そういう点についてはどのように考えられて選ばれたのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、防災対策の中でもう一つ落としておりまして、自主防災組織育成事業として9万5,000円ですが、地域別自主防災訓練実施補助金として出しているということのようですが、これはどういうものであったのかお尋ねします。

それから、先ほどの笠松力検定事業ですが、これについてまだ実際には具体的にしていない、活用についてはということですが、大きな方針としてはどのような考えでいらっしゃるのか、町長にお聞きしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 笠松力検定で、いわゆる上級に受かれた7人の方であります。大変笠松町の歴史や笠松町自身のいろんなことに対して深い知識を持っておみえになりますので、これからそういう方々に町なか博士として、町を訪れたいろんな方に町の案内をしていただくような部門や、あるいは今度できる歴史民俗資料館においても、いろんな専門的な知識を持った運営をしていただけるような、そういう町なか博士としていろいろ対応できるようなシステムをつくってほしいという基本的な考えは持っているようでありまして、そのことに対して、今の検定委員会の皆さんも専門家が多いですから、具体的にどういうふうにこの町をPRしていただくかということは今いろいろ検討をしていただきながら進めているところであります。多分新たないろんな行動計画も出てくると思いますので、またそのこともお待ちいただければありがたいと思っています。

ただ、今7人でありますから、それが10人までにしてやるのか今の7人でやれるのか、そのことも含めて対応をしていただいております。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 最初に、ちょっと順序が前後するかも知れませんが、お許しください。職員研修の関係でございますが、23項目と申しますのは、県の職員研修センターで開催された研修の中で研修を受けた項目が23項目あるという意味ですので、この20人を研修に派遣したものとちょっと違いますので、そういったふうに御理解願います。

この20人のほうの研修でございますが、これは平成23年から行ってございまして、副主幹、主査級、中堅の主任級まで順次研修を行ってきたわけです。長良川スポーツプラザで1泊2日の研修ということで実施をしております。今までに23年からずっと回ってきてまして、この26年、25年の決算でございますが、26年で一応主任級までの研修が一回り済んだということになります。

続きまして、防災備品の線量計の関係でございますが、先ほど申されました空間での線量計と申しますのは例えばこの位置ではかりますと、マイクロシーベルトとか、いろんな表示が出されます。累積と申しますのは、例えば避難所とか役場の職員が、原子力災害等があったときに現場へ出るとか、そういったときに、被曝線量が作業しておったその期間の間にどれだけになったかとか、そういうようなものを測定するための線量計とさせていただけるといいかなあと。例えばこの部屋ですと、ここにある程度の期間、1分2分では測定ができませんので、何日間とか1カ月とか、そういったもので累積した線量を測定するものというふうに御理解していただけるといいかなあとと思います。

空き家の関係につきましては、改善が7件ございます。この内訳を申しますと、解体をされたのが4件、修繕をされたのが2件、あと代行措置ということで、所有者の了解を得てガラス等の割れておったところにコンパネといいますか、合板を打ちつけて安全対策をとったものが1件ございます。12件のうち7件が改善されて、5件が管理不全な空き家というようなことになっておりますが、こういった中で、この5件のうち4件は解体、売却等の協議が今されておりますので、最終的には1件が相続人不在のため空き家として、まだ方向が定まらずに残るような形になるのかなというふうに思っております。改善された内訳は、今お話ししたとおりでございます。

それから自主防災会の補助金につきましては、課長のほうから答弁いたします。

先ほどの線量計の関係ですが、空間で測定する部分につきましては、県内に12カ所ございます。そういったものの線量は公表されておりますので町としては空間線量計はポイントごとに測定されたものを見るということで、累積線量計を町としては購入したほうがいいであろうということで、累積の線量計とさせていただいたということでございます。

○議長（安田敏雄君） 村井総務課長。

○総務課長（村井隆文君） それでは、私のほうからは、自主防災会協議会の補助金の内容につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

こちらのほうは、昨年度、特に3地域に分かれて実施をいたしましたHUG訓練、避難所の運営訓練の際に使用いたしました消耗品ですとか、あと家具転倒防止器具の購入費用、そのほか防災訓練等の災害補償の掛金、それとあと自主防災会協議会の運営補助金ということで、総額9万5,000円ほどを支出させていただいたというものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

特に笠松力検定、年数が25年度で5年たっているわけですので、これが積み上げられてきたらやっぱりどこかで活躍をしていただけるといいなあということは思うんですが、どうぞ検討をお待ちしておりますので、よろしく願いいたします。

あとにつきましては、線量計の関係ですが、もちろん日常の中にも放射能というのは含まれた毎日の生活ですけど、もう少し住民がお借りして使えるような線量計というのは考えられないのでしょうか。まだまだこれから必要なもののような気がしますけれど、どのように考えられますか。お尋ねしておきたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 今の線量計でございますが、先ほども申し上げましたが、県内には12ポイントの測定ポイントがございます。この地域、一番近いところで申しますなら、岐阜市のほうですと最大で6.2ナノマイクロシーベルトというんですか、ナノというのは10のマイナス9乗ですから、0.062マイクロシーベルトというようなことになるんですかね。そういった数値が出ておまして、リアルタイムでこういった空間線量というのは、測定ポイントを申し上げますと、揖斐川の坂内、岐阜市、各務原、大垣、揖斐川町、美濃市、郡上市、多治見市、恵那市、高山市、下呂市、関ヶ原町、この12ポイントで測定がされてそういったものがそれぞれ公表されております。そうしたこともございますから、とりあえず町としましては先に、例えば避難とか、いろんな災害があったときに、作業に従事した場合に、放射線の量の累積を調べていく必要があるだろうということで、現在は累積の放射線量計を購入したところでございます。

今後、空間線量についてもそれぞれの場所で測定をする必要が生じてくるということも想定されますので、またそういったものの購入に向けては考えていきたい。それと、貸し出しとかそういったものについても、購入したときにはそういったことも検討の中に加えていきたいというふうに思っております。

○議長（安田敏雄君） ほかに総務費について。

〔挙手する者あり〕

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 決算説明資料のほうでちょっとお願いしたいんですけども、48ページ、49ページのところになりますけれども、勉強会の際に、総務費の際に来れなかったので申しわけないんですけども、3目の財産管理費の中の入札参加資格審査業務共同アウトソーシング業務委託費と書いてあるんですが、これはどんな事業なのかということですね。

それと、今の線量計の話なんですけれども、累積線量計であれば、基本的に例えば町職員が作業をしてということであれば、通常ポケット線量計というタイプのもので十分だと思うんですね。ハンディで、置いていくやつを買う必要はないと。ポケット線量計で個人が累積でどれだけ放射線を浴びたかというのをはかるやつで十分だと思うんですね。例えば避難しなさいとか、いろんな指示が来るときには、基本的に空間線量計の数値で来るわけですよ、どれだけあるからということ。例えば12ポイントあるとおっしゃいましたけれども、ほんの数メートルずれただけでも全然値が違ってくるわけなんですよね。そうすると、例えば岐阜市、各務原市はそうだったんだけど、風の向きとか多少の影響で、例えば笠松町が全然高かったということがあるかもしれませんね。そういったときに、我が町は日ごろの空間線量がどれだけあって、そういう被害が起きたから空間線量がこれだけになったということは、やっぱり把握しておく必要があると思うんですね。なので、もちろん住民の安全とか職員の安全を考えたら、累積線量計というのもポケット線量計という形では必要だと思うんですが、やっぱり空間線量をはかる必要があると思うので、今答弁でこれから考えていくとおっしゃったので、ぜひとも考えてほしいので、その辺だけ確認をしておきます。

それから関連になるんですけど、パワーテント購入費ということでテント買われたんですけども、ちょっと関連で申しわけないんですけども、先日花火がありましたよね、木曽川の川祭りの花火があって、夜雨が降ったので、テントを足だけ折ってみなと公園に置いてあったんですね、土曜日天候が悪かったもんでそのままにしてあった。日曜日、午前中はちょっと天気がよかったですけれども、昼から豪雨になりました。岐阜市のほうでは一部避難指示が何か出たぐらいの雨だったと思います。いつものように馬橋のところも水位が高くなって、消防団待機水位になったと思うんですけども、そのときに、たまたま午前中にトンボ広場でバーベキューをやっておられた方が、自分たちの品物は真ん中に集めたんですが、勝手に持ってきてテントを雨宿りに使っていたらっしゃいましたね。風が吹いていたかどうか知らないですけど6人で足を抱えて使われていたということで、もちろん置いてあるやつを勝手に使うほうが悪いんですが、勝手に持っていけるようにしてあったと言われると、何とも言えんがなあということで、何かあってからでは遅いので、しかし措置として、ぬれたやつを畳むわけにはい

かんで、置いておいたことはしようがないと思うんですけど、そういうふうに使われないための掲示なり措置なりをとったほうが、今後安全のためにはいいのではないかなあというふうに思ったので、その点についての御意見をお伺いします。

これも関連で安全対策費、児童・生徒の安全のための費用ということですが、東幹線のパイプライン化の上のところ、速度が出し過ぎるということでセンターラインをつけていないですね。もともと中学校の体育館との間の道路のところ、中学校の間のところはセンターラインがないんですけれども、その前後のところというのは結構ところどころセンターラインが残っているんですね。時速30キロ以下のところは基本的にはセンターラインは書かないというふうに交通安全の担当の方がおっしゃっていたんですが、あの辺は一部通学道路として横断する場所もありますし、スピードを出さないためのいろいろな措置を考えていただきたいんですが、柳津の駅の辺にあるようなポールを立ててもらったりとかいうのも考えてもらいたいと思いますので、まずはそのセンターラインの認識についてちょっとお伺いします。

以上、お願いします。

○議長（安田敏雄君） 奥村建設部長。

○建設水道部長兼技監（奥村智彦君） センターラインと外側線につきましては、幅員がとれるかどうかによってセンターラインを引くということでやっております、多分前の基準で残っているものだと思いますので、今後見直しを進めたいと思っております。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 本来は観光費でお答えすべきかなとは思いましたが、一応テント関係ということで、情報のほうありがとうございます。今後そういうことのないように、なるべく即時撤去するように心がけたいと思いますのでよろしくお願い致します。適正な管理に心がけます。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 入札参加資格審査業務共同アウトソーシング業務委託負担金とございますが、これは県の電子自治体推進市町村連絡協議会というところで入札審査部会というものがございます。こちらで市町村の共同入札の参加資格の審査を行っております。これは情報センターに委託をしておりますが、それに伴う委託の負担金ということで納めておるものでございます。資格審査に伴う経費ということになります。

それと線量計の関係でございますが、言われるようにポケット型の累積線量計ですので、例えば職員がそういった事故があった場合、災害があったときに、そういったものを携帯しながら累積線量を測定したり、避難所等に置いてもはかれますから、そういったところでその累積の線量がどれだけということ測定するために、そういったものを最初に購入したと。

その前には県のほうから、例えば、そういった事故があった場合にはどれだけの線量でとい

うものや何かが出されますので、そういったところで作業するには最初にこういったものを購入していくべきではないかと考えまして、累積線量計を、ポケットタイプのを職員が携帯して持てるようなものを先に購入したということで、順次空間の線量計も、今御質問がありましたように必要ということもありますから、そういった購入も検討して整えていきたいと考えております。以上です。

○議長（安田敏雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。空間線量計のことについては、基本的に職員の身体の安全とか避難所の安全性の確認という意味でいうと、大変重要な累積線量計というのは必要かなというふうに思います。私もポケットに入れて管理区域内でよく作業させていただきましたけれども、空間線量計というのもやっぱり重要なことだと思います。現に、例えば、実際東日本大震災のときでも、飯館村なんていうのは本来あれだけの線量になるというふうには想定がなかった部分ですね。たまたま風向きであちらのほうへ流れていったのと、そのとき雨が降ったということと重なってということで、そうすると、実際に違うところではかって、飯館村がそうでなかったということは言えなくなってしまうということになりますので、やっぱり自分のところの町は自分のところではかれる体制というものもある程度は構築しておかないかんかなあというふうには思います。

それと、さっきの委託料の件は了解いたしました。

それと、交通安全のほうも、今交通安全のほうと笠中のほうでいろいろ協議をされておるようなので、ぜひ耳を傾けて最善の方法で対処をしていただきたいというふうをお願いしておきます。

それからテントの件なんですけれども、さっき言ったようにやっぱり畳むわけにはいかない場合というのもあるので、適正な管理をよろしく願いますということで、以上です。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑はありませんか。

次、41ページ、第3款 民生費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料でお願いいたします。

第3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費で、社会福祉法人笠松町社会福祉協議会の助成事業の一つに応急生活対策資金貸付事業補助金8,000円がありますが、これは10万円が用意されていて使われているものだと思いますが、応急的に生活対策に必要なお金として1万円以内が貸し出されるものであったと思いますが、本当に本当の一時しのぎですが、もう少し拡充していく必要があるように思いますが、その点はどのように考えられているのか。

そして、この際、この年度ではどんな状況で8,000円になっているのかお尋ねしたいと思います。

それから54、55ページで、3目の老人福祉費で、老人福祉施設の措置負担金で2,236万6,000円で11人の方が措置されているようですが、この措置されている先の老人ホームを教えてください。

そして、その下の老人ホーム入所判定委員会、いわゆるかつて言っていた養護老人ホームに措置するための判定委員会なののでしょうか、お尋ねいたします。介護保険による老人ホームの関係の判定はここでやられるわけではないのではと思っておりますが、その点お尋ねします。

それから、在宅老人福祉事業の中で、シルバー人材センターの補助金96万円ですが、この関係で、今シルバー人材センターに登録されている人数は25年度はどれだけで、その中で実際にシルバーからの事業を受けていらっしゃる方の人数がわかれば教えてください。またはパーセントでも結構ですが、お願いいたします。

そして、シルバー人材センターとして、聞くところによりますと笠松町のシルバー人材センターは、笠松町からいただける仕事を受けて、それを会員さんをお願いしていくということになっているようですが、人材センター自体が仕事を来るのを待っているのか、それとも仕事探しにはどのような方法で行われているのか、その点をお願いいたします。

それから4目の障害福祉費の中で、56、57ページに障がい者自立支援給付事業で新体系定着支援事業補助金というのがありますが、これはどのようなものなのかお尋ねします。

それから、前回の議会でも意見書を国に上げたところですが、一番下の欄になりますが、手話奉仕員養成研修事業ですが、どのような内容であったのかお尋ねします。

それから、58、59ページの心身障がい児福祉手当支給事務124万5,000円ですが、どのような事業であったのかお尋ねします。

それから、保育所（園）運営負担事業の中で、各保育所の運営費負担金とあわせて運営費補助金が松枝保育所、下羽栗保育所、第一保育所に出っておりますが、これはどういう補助金なのかお尋ねします。

そして一番下なんですが、低年齢児保育利用児童数等ということで、延べ人数が出ておるようですが、この低年齢というときにどこからの年齢からどこまでをいうのかお願いいたします。

それから60、61ページで、保育士等処遇改善臨時特例事業、これは国から指示があつて交付されたお金だったと思いますが、保育士の処遇改善の状況が載っておりますが、職員の全員に保育士処遇改善として支給されたのか、それともここにある人数全員ではないように思いますが、どれくらいのめどで支給されたのか、そしてこれはこの年度だけで終わったのかどうかお尋ねします。

それから、4目の子育て支援推進費の中の要保護児童対策事業で、何度か対策事業を行われ

たと思いますが、この年度の事業と要保護の関係は、大変子供さんにとっても、親御さんを助ける意味でも大事な事業だと思いますけれども、どのように運用をされたのかお尋ねします。

そこまでをお願いいたします。

○議長（安田敏雄君） お諮りいたします。一般会計歳入歳出決算認定の質疑の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。皆さんどうも御苦労さまでございました。

延会 午後2時42分

